

磐田市地域防災計画

原子力災害対策編

令和2年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画 原子力災害対策編

目 次

章	節	計 画 名	頁
第1章		総 則	1
	第1節	計画の目的	1
	第2節	計画の性格	1
	第3節	計画の周知徹底	2
	第4節	用語の意義等	2
	第5節	原子力発電所等の概要	3
	第6節	計画に基礎とするべき災害の想定	4
	第7節	原子力災害対策を実施する地域等	4
	第8節	原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	5
	第9節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	5
第2章		原子力災害予防対策	11
	第1節	基本方針	11
	第2節	原子力事業者の防災業務計画に対する意見等	11
	第3節	原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	11
	第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	12
	第5節	情報の収集・連絡体制等の整備	12
	第6節	緊急事態応急体制の整備	15
	第7節	避難収容活動体制の整備	18
	第8節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	21
	第9節	緊急輸送活動体制の整備	21
	第10節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	22
	第11節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	23
	第12節	行政機関の業務継続計画の策定	24
	第13節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	24
	第14節	防災業務関係者の人材育成	25
	第15節	防災訓練等の実施	26
第16節	災害復旧への備え	27	
第3章		緊急事態応急対策	28
	第1節	基本方針	28
	第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	28
	第3節	活動体制の確立	29
	第4節	避難、屋内退避等の防護措置	33
	第5節	治安の確保及び火災予防	37
	第6節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	37
	第7節	緊急輸送活動	37
	第8節	救助・救急、消火及び医療活動	38
	第9節	住民等への的確な情報伝達活動	39
	第10節	自発的支援の受入れ等	40
	第11節	事業所外運搬中の事故への対応	41
第12節	行政機関の業務継続に係る措置	41	

章	節	計 画 名	頁
第4章		大規模地震対策	42
	第1節	施設整備計画	42
	第2節	東海地震注意情報発表時等における対策	42
	第3節	地震災害応急対策	42
第5章		原子力災害中長期対策	44
	第1節	基本方針	44
	第2節	緊急事態解除宣言後の対応	44
	第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	44
	第4節	放射性物質による環境汚染への対処	44
	第5節	各種制限装置の解除	44
	第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	45
	第7節	被災者等の生活再建等の支援	45
	第8節	風評被害等の影響の軽減	45
	第9節	被災中小企業等に対する支援	45
	第10節	心身の健康相談体制の整備	46
第11節	物価の監視	46	

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）及び原子力事業所（原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。以下同じ。）外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の不安を解消するとともに、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

また、県、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町及び森町と中部電力株式会社との間で締結している浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から浜岡原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響の確認に努める。

第2節 計画の性格

1 磐田市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、磐田市の地域に係る原子力災害対策の基本となるもので、浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）に係る原子力災害に対する磐田市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の実施すべき役割等を示している。

なお、磐田市等の防災関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 磐田市地域防災計画（一般災害対策編、地震・津波災害対策編）との関係

この計画は、磐田市地域防災計画の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「磐田市地域防災計画（一般災害対策編、地震・津波災害対策編）」によるものとする。

3 計画の修正

(1) この計画は、原子力災害の対策に関する状況の変化に対応するため、必要があると認める場合には、これを修正するものとする。

なお、修正に際しては、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和元年7月3日一部改正）を遵守するものとする。

(2) 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）を修正する場合には、原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対して内容の周知徹底を図るとともに、必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 用語の意義等

この計画における用語の意義等は、次のとおりである。

- 1 原子力事業者 原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいい、放射性物質の使用・貯蔵・再処理・廃棄、核燃料の加工、原子力発電所の運転などの事業を営むものをいう。本計画では、中部電力株式会社をいう（第3章第11節における原子力事業者（運搬を委託した原子力事業者）は除く。）。
- 2 防災関係機関 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。
- 3 情報収集事態 御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。
- 4 警戒事態 原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
- 5 施設敷地緊急事態 原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。
- 6 全面緊急事態 原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。
- 7 緊急事態応急対策 原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。
- 8 緊急事態応急対策等拠点施設 原災法に基づき指定される緊急事態応急対策の拠点となる施設で、御前崎市に設置され、通常オフサイトセンターと呼ばれている。
- 9 原子力災害合同対策協議会 原子力緊急事態宣言があったとき、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部が、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため組織する協議会をいう。
- 10 原子力防災管理者 原災法第9条により、原子力事業者が原子力事業所ごとに選任しなければならない管理者で、原子力事業者の原子力防災業務を統括・管理する責任者をいう。
- 11 原子力防災専門官 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に配置される原子力防災についての専門的な知識、経験等を有する内閣府の職員で、平常時には、原子力災害の発生又は拡大防止の体制を整えるとともに、原子力災害時には、初動時の体制構築や情報の収集・提供など初期対応における中核的な役割を果たす。
- 12 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- 13 現地事故対策連絡会議 原災法第10条第1項の規定に基づく通報を受け、これが原子力緊急事態に該当しない場合において、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に参集した

国、県、市町、原子力事業者及び専門家等によって開催される会議をいう。

- 14 避難退域時検査 避難等の際に、避難や一時移転する者の放射性物質による汚染状況を確認することを目的として実施する検査をいう。
- 15 複合災害 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。
- 16 防災業務関係者 周辺住民に対する広報・指示伝達、周辺住民の避難誘導、交通整理、環境放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者をいう。
- 17 原子力災害事後対策 原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策をいう。
- 18 原子力保安検査官 平常時には、原子力施設の保安規定の遵守状況、運転管理状況及び教育訓練の実施状況の調査、定期自主検査などでの立合いなどの保安検査を実施し、トラブルなど発生時には、原子力規制委員会への連絡、現場調査及び再発防止対策の確認などを実施する。

第5節 原子力発電所等の概要

1 原子力発電所の施設概要

原子力事業者	中部電力株式会社
発電所名	浜岡原子力発電所
所在地	御前崎市佐倉5561番地
敷地面積	約160万㎡
原子炉型式	沸騰水型（3・4号機）、改良型沸騰水型（5号機）
電気出力合計	361.7万kW

2 原子炉の設備概要

号機	発電出力	着工	運転開始
1号機	—	昭和46年3月1日	昭和51年3月17日 (運転終了：平成21年1月30日)
2号機	—	昭和49年3月5日	昭和53年11月29日 (運転終了：平成21年1月30日)
3号機	110万kW	昭和57年11月18日	昭和62年8月28日
4号機	113.7万kW	平成元年2月22日	平成5年9月3日
5号機	138万kW	平成11年3月19日	平成17年1月18日

なお、平成23年3月に発生した「東日本大震災」による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の被災状況から、国の要請に基づき3号機、4号機及び5号機は、平成23年5月14日から運転停止中である。

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、原子力災害対策指針においては、次のように想定されている。

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 本市における災害の想定

前記1に掲げる放射性物質の放出形態を踏まえ、原子力規制委員会が示した「浜岡原子力発電所の放射性物質拡散シミュレーションの試算結果」によれば、避難が必要とされる線量基準に達する距離は、最大値は原子力発電所東方に30.9km、本市に関わる西方では26.7kmとされている。仮に、最大値である30.9kmの範囲が本市に及ぶとすれば、約40%の市域で避難が必要となる。

第7節 原子力災害対策を実施する地域等

1 磐田市の地域特性等

磐田市役所の東南東方向の御前崎市佐倉に原子力発電所が所在し、5基の原子炉が設置（1号機及び2号機は平成21年運転終了）されている。磐田市からの最短距離は、約22kmの位置関係にある。磐田市の風速の平年値は、秒速2.3mで、平成19年から23年までの5年間の風向は、アメダス磐田の観測データによれば、本市に放射性物質の飛来の影響をおよぼすおそれのある東よりの風（東、東南東及び南東）の日は、10.8%、西寄りの風（西、西北西及び北西）の日は35.6%である。

なお、磐田市における気温、風速等の平年値は、資料7-03＜磐田市の気象に関する資料＞のとおりである。

2 原子力災害対策重点区域

- (1) 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策重点区域（重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域をいう。）の範囲について

ては、原子力災害対策指針において示されている次に掲げる区域の目安を踏まえ、実施すべき対策に応じた地域の範囲を定める。

ア 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone） 原子力事業所から概ね半径5 kmの範囲

イ 緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action planning Zone） 原子力事業所から概ね半径31kmの範囲(原子力災害対策指針では概ね半径30 kmとしているが、静岡県においては放射性物質の拡散予測から31kmとしている。)

- (2) 本市においては予防的防護措置を準備する区域（以下「P A Z」という。）に該当する地域はないが、緊急防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）に該当する地域があることから、地勢等地域に固有の自然的、社会的状況等を勘案し、本市において原子力災害対策を重点的に充実すべき地域をその全部又は一部がU P Zに含まれる自治区とし、具体的には、資料5-01<原子力災害対策を重点的に実施すべき自治区>のとおりである。

なお、必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む自治区の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。

第8節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力発電所の状態に応じた防護措置の準備及び実施

市は、原子力発電所において発生した事態が、原子力災害対策指針で定める緊急時活動レベル（E A L）に基づく全面緊急事態に至った場合には、U P Zにおいて予防的な防護措置として屋内退避を原則実施することとする。

2 放射性物質が放出された場合の防護措置の実施

市は、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出された場合には、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、原子力災害対策指針で定める防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、磐田市地域防災計画（一般災害対策編）第1章第3節に定める「市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 磐田市

- (1) 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
- (2) 通信連絡設備等の整備
- (3) 防災資機材の整備

- (4) 防災対策資料の整備
- (5) 避難所（避難生活を送るための指定避難所をいう。以下同じ。）等の整備
- (6) 災害状況の把握及び伝達
- (7) 磐田市原子力災害警戒本部の設置
- (8) 磐田市災害対策本部の設置
- (9) 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣
- (10) 県が行う緊急時モニタリングに対する協力
- (11) 屋内退避、避難のための立退きの勧告又は指示（以下「避難の勧告又は指示」という。）及び警戒区域の設定
- (12) 避難誘導、避難所運営
- (13) 県が行う原子力災害医療措置に対する協力
- (14) 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力
- (15) 緊急輸送の確保
- (16) 汚染飲食物の摂取制限等
- (17) 住民等からの問い合わせ対応
- (18) 各種制限措置の解除
- (19) 県が行う原子力防災対策に対する協力
- (20) 損害賠償請求等に必要な資料の整備
- (21) 県及び関係機関への支援の要請

2 消防機関

- (1) 消防本部（消防署を含む。）
 - ア 住民等に関する広報及び避難誘導
 - イ 原子力災害医療措置に対する協力
 - ウ 警戒区域の設定及び当該区域等への立入制限並びに交通規制への協力
 - エ 警戒区域内等における防火対策
- (2) 消防団
 - ア 住民等の避難誘導
 - イ 情報の伝達及び収集活動
 - ウ 警戒区域等への立入制限並びに交通規制への協力
 - エ 警戒区域内等における防火対策

3 静岡県

- (1) 県
 - ア 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
 - イ 通信連絡設備等の整備
 - ウ 緊急時モニタリング設備等の整備
 - エ 原子力災害医療設備等の整備
 - オ 防災対策資機材の整備
 - カ 防災対策資料の整備
 - キ 中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）からの報告の徴収及び立入検査

- ク 緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の整備及び維持
- ケ 災害状況の把握及び伝達
- コ 県原子力災害警戒本部の設置
- サ 県原子力災害対策本部の設置
- シ 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣
- ス 緊急時モニタリングの実施
- セ 避難の支援
- ソ 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施
- タ 原子力災害医療措置
- チ 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保
- ツ 汚染飲食物の摂取制限等
- テ 住民等からの問い合わせ対応
- ト 放射性汚染物質の除去
- ナ 制限措置の解除
- ニ 関係市町（御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町及び磐田市をいう。以下同じ。）の原子力防災対策に対する助言及び協力
- ヌ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- ネ 国及び関係機関への支援の要請

(2) 静岡県警察本部（磐田警察署）

- ア 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報
- イ 立入制限、警備及び交通規制
- ウ 治安の確保

4 指定地方行政機関

(1) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
- オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。
- カ 非常通信協議会の運営に関すること。

(2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- ア 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること。

(3) 厚生労働省東海北陸厚生局

- ア 災害状況の情報収集、連絡調整
- イ 関係職員の派遣

- ウ 関係機関との連絡調整
- (4) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）
 - ア 労働災害防止の監督指導
 - イ 災害発生時における労働災害調査
 - ウ 業務上被災労働者に対する労災保険給付
- (5) 農林水産省関東農政局
 - ア 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認
 - イ 災害時における主要食料等の需給対策
- (6) 環境省中部地方環境事務所
 - 原子力災害現地対策本部等の支援
- (7) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）
 - 直轄国道の通行確保に関すること。
- (8) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
 - ア 各輸送機関との連絡調整
 - イ 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請
- (9) 国土交通省東京航空局（東京空港事務所）
 - 原子力発電所上空の飛行規制とその周知徹底
- (10) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - 気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表
- (11) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）
 - ア 海上における緊急時モニタリングの支援
 - イ 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置
 - ウ 海上における救助・救急措置
 - エ 緊急輸送に関すること
 - オ 海上における治安の確保
- 5 自衛隊（陸上自衛隊第1師団第34普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊第1航空団（浜松基地））
 - (1) 災害応急対策の支援
 - (2) 緊急時モニタリングの支援
 - (3) 避難退城時検査及び除染の支援
- 6 指定公共機関及び指定地方公共機関等
 - (1) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社
 - ア 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
 - (2) 中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター）
 - 災害時の輸送路の確保
 - (3) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 通信の確保
 - イ 公衆電気通信の特別取扱い

- (4) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
通信の確保
 - (5) 日本赤十字社（静岡県支部）、一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、
公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
災害時における医療救護の実施
 - (6) 公益社団法人静岡県放射線技師会
 - ア 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力
 - イ 県が行う住民の問い合わせ対応に対する協力
 - (7) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸
株式会社、一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）
 - ア 災害対策に必要な物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
 - (8) 日本放送協会（静岡放送局、浜松支局）、民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレ
ビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）
気象予警報、災害情報その他の災害広報
 - (9) 一般社団法人静岡県バス協会
避難住民等の輸送の支援
 - (10) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 - ア 緊急時モニタリングの支援
 - イ 専門家の派遣
 - ウ 放射線測定機材の提供
 - エ 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）
 - (11) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
 - ア 緊急時モニタリングの支援
 - イ 専門家の派遣
 - ウ 原子力災害医療派遣チームの派遣
- 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 一般社団法人磐田市医師会、一般社団法人磐周医師会、磐周歯科医師会、特定非営利活動法
人磐田市薬剤師会
 - ア 医療救護施設における医療救護活動の実施
 - イ 検案（特定非営利活動法人磐田市薬剤師会を除く。）
 - (2) 磐田商工会議所、磐田市商工会、商工業関係団体
 - ア 市が行う商工業関係の被害調査についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力
 - (3) 遠州中央農業協同組合、遠州漁業協同組合
 - ア 農林水産物の被害調査についての協力
 - イ 災害時における農産物、水産物の確保
 - ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導

- (4) 建設業関係団体
災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力
- (5) 磐田市自治会連合会等
 - ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力
 - イ 住民に対する情報の連絡、収受
 - ウ 避難誘導、避難所の運営に関する協力
 - エ り災者に対する応急救護、炊き出し、救援物資等の配分に関する協力
- (6) 防災上重要な施設の管理者
 - ア 所管に係る施設についての防火管理
 - イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施
 - ウ 当該施設に係る災害復旧
- 8 原子力事業者（中部電力株式会社）
 - (1) 原子力発電所の防災体制の整備
 - (2) 原子力発電所の災害予防
 - (3) 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供
 - (4) 従業員等に対する防災に係る教育、訓練
 - (5) 原子力発電所施設内の応急対策措置
 - (6) 通信連絡体制の整備
 - (7) 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備
 - (8) 原子力防災資機材の整備
 - (9) 原子力災害活動で使用する資料の整備
 - (10) 環境放射線モニタリングの実施
 - (11) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
 - (12) 避難退域時検査及び除染の実施（県と連携）
 - (13) 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力
 - (14) 放射性物質の除去
 - (15) 災害の復旧

第2章 原子力災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する原子力災害に対する予防体制の整備及び事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者の防災業務計画に対する意見等

1 意見書の提出

市は、原子力事業者が修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見を求められた時は、磐田市地域防災計画との整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

2 届出書の写しの受領

原子力事業者が県及び原子力発電所の所在市である御前崎市に届け出る次に掲げる届出書類の写しが県から送付されてきた場合にはこれを受領するものとする。

- (1) 原子力防災組織の原子力防災要員の現況の届出
- (2) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出
- (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届出

第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

1 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の修正、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

2 市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 関係機関等との連携強化

- (1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

2 公共用地等の効果的活用

市は、避難所の整備、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市と関係機関相互の連携体制の確保
市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- (2) 機動的な情報収集体制
市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。
- (3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定
市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定するなど体制の整備を図るものとする。
- (4) 非常通信協議会との連携
市は、東海地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一體的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。
- (5) 移動通信系の活用体制
市は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（車載型、携帯型）、消防無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動無線、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信

系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、原子力事業者その他関係機関と連携して、緊急事態応急対策の的確な実施に資するために、次のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防災資機材等に関する資料を適切に整備し、オフサイトセンターに適切に備え付け、定期的に更新するなど確実に管理するものとする。

また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設（防災センター）に適切に備えつけるものとする。

ア 原子力発電所に関する資料

(ア) 原子力事業者防災業務計画

(イ) 原子力発電所の施設の配置図

イ 社会環境に関する資料

(ア) 磐田市を含む周辺地図（種々の縮尺のもの）

(イ) 磐田市自治会別の人口、世帯数に関する資料（原子力発電所との距離別、方位別の人口、世帯数、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

(ウ) 磐田市内の一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート及び漁港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表等の情報を含む。）

(エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建築物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

(オ) 磐田市内の配慮すべき施設（幼稚園、保育園、認定こども園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい者支援施設等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等の情報を含む。）

(カ) 緊急被ばく医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び搬送手段等の情報を含む。）

(キ) オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料

ウ 放射線物質及び放射線の影響予測に関する資料

- (ア) 周辺地域の気象資料（過去1年間の静岡県環境放射線監視センターにおける風向、風速及び大気安定度の月別及び日変化の情報等）
- (イ) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定 of 候補地点図及び環境試料採取の候補地点図
- (ウ) 線量推定計算に関する資料
- (エ) 平常時環境放射線モニタリングに関する資料
- (オ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- (カ) 農林水産物の生産及び出荷状況に関する資料

エ 防災資機材等に関する資料

- (ア) 防災資機材の備蓄・配備状況に関する資料
- (イ) 避難用車両の緊急時における運用体制に関する資料
- (ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況に関する資料

オ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

- (ア) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統関係者名リストを含む。）
- (イ) 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
- (ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

カ 避難に関する資料

- (ア) 地区ごとの避難方法の説明に関する資料（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- (イ) 避難所運用体制に関する資料（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済みのもの）

3 通信手段・経路の多様化等

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、次に掲げるもののほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 市防災行政無線の整備等

市は、防災行政無線（同報系、移動系）について、難聴地域の解消などの整備に努めるものとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用を努めるものとする。

(4) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(5) 通信輻輳時の対策

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、東海総合通信局と事前の調整を実施するものとする。

(6) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

(7) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な維持・管理に努めるものとする。

第6節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒体制をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

なお、警戒事態に該当する事象の詳細は、資料5-02<警戒事態に該当する事象一覧>、施設敷地緊急事態に該当する事象の詳細は、資料5-03<施設敷地緊急事態に該当する事象一覧>のとおりである。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する際、市はこの会議に職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

2 磐田市災害対策本部の体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする磐田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

なお、原子力緊急事態宣言の発出基準は、資料5-04<原子力緊急事態宣言の発出基準一覧>のとおりである。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原子力緊急事態宣言発出後は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の原子力災害現地災害対策本部（以下「現地対策本部」という。）、県及び関係市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域に実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察機関、消防機関、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 市は、屋内退避並びに避難の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について近隣市町及び県内全市町を対象とした協定の締結による消防相互応

援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡方法の整備に努めるものとする。なお、協定の締結状況は、資料23-01<消防相互応援協定締結状況一覧表>のとおりである。

7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援体制及び被災時における周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援などについて必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は、資料23-02<応援協定締結状況一覧表>のとおりである。

8 オフサイトセンター

市は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

9 モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置されることから、市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておくものとする。

なお、国は、原則として緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能をオフサイトセンターに整備するとともに、県・関係市町等との情報共有のために必要な通信機器等を整備するものとされている。

10 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ、国に対し事態の把握等のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、人員、自動車等の除染実施場所の確保及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管場所の確保等必要な体制の整備を行うものとする。

12 複合災害の備えた体制の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、災害の発生への備えを充実するものとする。
- (2) 市は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、UPZを管轄に含むことから、国、県及び原子力事業者の協力のもと、UPZ内における屋内退避及び避難誘導計画を次に掲げる事項に留意し策定するものとする。

- (1) 市は、原子力災害が単独で発生した場合と東海地震等の発災後に万一何らかの原因により原子力災害が発生した場合とに分けて、具体的に定めておくものとする。
- (2) 市は、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。
- (3) 市は、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は少なくともUPZの区域外とする。なお、当市の市域を越えた広域な避難計画の策定が必要な場合には、県にその調整を要請するものとする。
- (4) 市は、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域となるよう配慮するものとする。

2 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

ア 市は、学校、交流センター等の市有施設及び県有施設その他の公共施設等を対象に、避難等を行うため、あらかじめその管理者等の同意を得て、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための避難所を指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

イ 市は、指定緊急避難場所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等として使用ができなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間の協定の締結を推進するなど広域避難体制を整備するものとする。

ウ 市は、避難所として指定した建築物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するほか、一般社団法人静岡県バス協会などに車両等の支援を要請するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について、あらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

ア 市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

イ 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

3 避難行動要支援者に関する措置

(1) 市は、避難行動要支援者（市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

- (1) 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。
- (2) 市は、県の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入体制の整備を一層図るものとする。

なお、市は、県の助言のもと、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

- (3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

5 学校等施設における避難計画の整備

- (1) 学校等施設（保育所を含む。）の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (2) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設と市及び施設相互間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者等との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

7 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難の勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意するものとする。

8 他の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は県の支援の下、他の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

10 避難方法等の周知

- (1) 市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
- (2) 避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから、市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報の整理をしておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難の勧告又は指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第8節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

1 輸送手段、経路の多重化等

市は、輸送手段や経路の多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、漁港、ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知に努めるものとする。

2 ヘリポートの指定等

市は、施設の管理者等と協議の上、災害時に必要なヘリポートを指定するほか、緊急時における臨時ヘリポートの候補地を調査しておくものとする。また、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知を図るものとする。

なお、指定ヘリポートは、資料14-01<ヘリポート一覧表>のとおりである。

3 運送事業者等との連携

- (1) 市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

(3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

なお、事前届出の手続きは、資料14-13<緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱>のとおりである。

4 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からの緊急時モニタリング、医療等に関する専門家の活動場所等への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や利用手続き、空港等から活動場所等までの先導体制等）について、県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

5 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、市の道路管理者は、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助、救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

市は県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 原子力災害医療活動体制の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、その体制の整備を図るものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、UPZ内の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

(1) 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関する医師、薬剤師の

手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

- (2) 市は、県と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
- (3) 市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

5 消火活動体制の整備

市は、平常時から県及び原子力事業者等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防体制の整備に努めるものとする。

6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保するため、防護服、防護マスク、直読式個人線量計、安定ヨウ素剤等それぞれの活動に応じた資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

7 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件なども踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。
- (2) 市は、備蓄を行うにあたって、大規模な原子力災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (3) 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第 1 1 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 役割分担の明確化

市は、住民等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるよう国、県及び原子力事業者と情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

2 情報の整理

市は、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

3 情報伝達体制等の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとと

もに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、同報系防災行政無線、広報車等の施設、設備の整備を図るものとする。

- (2) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対しても、災害情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

4 住民相談窓口設置体制の整備

市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等定めておくものとする。

5 多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ホームページ(インターネット)、いわたホッとライン(メール配信サービス)、浜松エフエム放送株式会社(コミュニティ放送局)等多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第12節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の緊急事態応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難の勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保・定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第13節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

1 防災知識の普及

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及、啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - イ 原子力発電所の概要に関すること。
 - ウ 原子力災害とその特性に関すること。
 - エ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
 - オ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
 - カ コンクリート屋内退避所、避難所及び避難退域時検査等に関すること。
 - キ 要配慮者への支援に関すること。
 - ク 緊急時にとるべき行動に関すること。
 - ケ 避難所での運営管理、行動等に関すること。

(2) 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 市は、防災知識の普及にあたっては、報道関係者等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高い手段を活用するものとする。

2 要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点にも十分配慮するよう努めるものとする。

3 避難先等の連絡

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、災害対策本部に避難先と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

4 災害教訓の伝承

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保存記録として広く収取・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

5 国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第14節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることによる原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する等、人材育成に努めるものとする。また、国、県及び防災関係機関と連携して、防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を、必要に応じて実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実に努めるものとする。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること。
- 2 原子力発電所の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 モニタリングの実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること。
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- 7 緊急時に市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。

- 9 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること。
- 10 その他緊急時対応に関すること。

第15節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 防災訓練に関する市の計画

市は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自で行うものとする。

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療訓練
- カ 住民等に対する情報伝達訓練
- キ 住民等避難訓練
- ク 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- ケ 除染作業訓練

(2) 防災訓練に関する国の計画への参画

市は、国が行う総合的な防災訓練に本市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害、重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 市の計画に基づく訓練の実施

市は、訓練計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 国の計画に基づく訓練の実施

市は、国が行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づき、必要に応じ、住民等の協力を得て、国、県及び原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、浜岡地域原子力防災協議会において検討するものとされている。

3 実践的な訓練の工夫と事後評価

- (1) 市は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

する。

- (2) 市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、課題等を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、修正に活用するなど、原子力防災体制の改善に取り組むものとする。
- (3) 市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第16節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力し、放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出され、本市の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態の発生を認知した場合

市は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態の発生を認知した場合

市は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。

(3) 原子力事業者から施設敷地緊急事態の発生の通報があった場合

市は、原子力事業者から施設敷地緊急事態の通報を受けた場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態の発生の通報や連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(4) 連絡系統図

これらの通報連絡を行う連絡系統図は、資料5-07<防災関係機関の情報連絡系統図>のとおりである。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 市は、原子力事業者から連絡される応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等について整理をするとともに、応急対策活動を実施する。

イ 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

エ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密にするものとする。

オ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

- (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報等の連絡）

ア 市は、原子力緊急事態宣言が発出され、市域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合は、現地対策本部、指定公共機関、県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避状況などの情報を共有し、各機関が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

イ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

- 3 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

- 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

第3節 活動体制の確立

- 1 市の活動体制

- (1) 原子力災害対策のための警戒態勢

- ア 警戒体制

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

なお、原子力発電所における事態に応じた体制は、次のとおりである。

- (ア) 情報収集体制

市は、情報収集事態の発生を認知した場合は、情報収集体制をとるものとする。

- (イ) 事前配備体制（磐田市災害対策準備室）

市は、警戒事態発生を認知した場合は、磐田市災害対策準備室（以下「災害対策準備室」という。）を設置するものとする。

- (ウ) 磐田市原子力災害警戒本部

市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合は、市庁舎（防災センター）に市長を本部長とする磐田市原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、前記(イ)の災害対策準備室の応急対策を継続するほか、災害対策本部設置に向けた準備的活動を実

施するものとする。なお、災害対策準備室から移行する場合には、事務等の継続性に十分配慮するものとする。

イ 情報の収集

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

ウ オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。

エ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

オ 国等との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

カ 警戒態勢の解除

(ア) 情報収集体制の廃止

- ① 原子力発電所の状況等を確認し、安全が確保されていると認めるとき。
- ② 災害対策準備室、警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 災害対策準備室の廃止

災害対策準備室の廃止は、概ね次によるものとする。

- ① 原子力発電所の事故等が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。
- ② 警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。

(ウ) 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、概ね次によるものとする。

- ① 警戒本部長（市長）が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。
- ② 災害対策本部が設置されたとき。

(2) 災害対策本部の設置等

ア 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、本市の区域が緊急事態応急対策実施区域となった場合又は市長が必要と認めた場合は、市庁舎（防災センター）に市長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。

イ 災害対策本部の廃止は、原子力緊急事態解除宣言がなされた後、災害対策本部長（市長）が、原子力発電所の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたときとする。

(3) 災害対策本部等の組織、所掌事務等

災害対策本部等の組織、所掌事務等は、資料2-04＜磐田市災害対策本部編成図＞及び資料2-05＜磐田市災害対策本部における事務分掌＞のとおりとする。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定めた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は、別に定めるものとする。

また、市は、あらかじめ定めた職員をオフサイトセンターに派遣し、施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対して速やかに応援要請を行うものとする。なお、要請にあたっては、装備、資機材、人員等を示すものとする。

また、市は、必要に応じ、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請

ア 市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

イ 市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他必要な援助を求めるものとする。

5 自衛隊の派遣要請の要求等

(1) 派遣の要請要求

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し次の事項を明記した文書をもって派遣の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合又は文書をもってすることができない場合は、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により措置する。

ア 提出先（連絡先） 静岡県危機管理部

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(2) 撤収の要請要求

市長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤回の要請を要求するものとする。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、原子力災害特有の異常心理下での活動において、冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

ア 災害対策本部長は、必要に応じ、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 市は、県その他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 防災業務関係者の放射線防護については、資料5-05<緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る指標>に基づき行うものとする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。特に女性については、指標にかかわらず、胎児防護の観点から、適切な配慮をするものとする。

イ 市は、県と連携し、又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

ウ 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ、県など関係機関に対し、除染等の医療措置を要請するものとする。

(4) 安全対策

ア 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保を図るものとする。

イ 市は、応急対策を行う市の防災業務関係者の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

(1) 屋内退避の準備

市は、原子力発電所における施設敷地緊急事態が発生した場合で、次のいずれかに該当したときは、市域のUPZ内における屋内退避の準備を行うこととし、UPZ内の住民等にその旨を伝達するものとする。

ア 国又は県から要請があった場合

イ その他本部長が必要と認めた場合

(2) 屋内退避等の実施

市は、原子力発電所における全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合で、次のいずれかに該当したときは、市域のUPZ内の住民等に屋内退避の実施やOILに基づく防護措置（資料5-06<OILと防護措置について>）の準備を行うよう勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等を実施するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

ア 国又は県からの要請があった場合

イ その他本部長が必要と認めた場合

(3) 避難の勧告又は指示の連絡等

市は、原子力発電所における事態が次のいずれかに該当した場合は、市域のUPZ内の住民等に対する屋内退避若しくは避難の勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

ア 事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合

イ 緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいた運用上の介入レベル（OIL）の値（資料5-06<OILと防護措置について>）を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合

ウ その他本部長が必要と認めた場合

(4) 避難の指示の代行

県は、災害対策基本法第60条第6項の規定に該当する場合において、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときには、人命優先の観点から、当該地域の住民に対し、県独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、市は、県と緊密な連携を行うものとする。

(5) 指示案に対する意見

市長は、国から市が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示案を事前に伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(6) 住民等に対する情報の提供

市は、市域が避難対象区域に含まれた場合、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて避難や避難退域時検査の場所等、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに、これらの情報を県及び現地対策本部等に対しても提供するものとする。

(7) 避難状況の確認等

市は、避難の勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定めた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

(8) 広域避難

市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町に対し避難所等となる施設を示すものとされている。

(9) 家庭動物の同行避難

市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

2 避難所等

(1) 避難所等の開設

市は、屋内退避若しくは避難の勧告又は指示をした場合には、県と連携し、避難所及び避難退域時検査場所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。

(2) 避難所等の運営管理

ア 市は、各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災会等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また、市は、避難所等の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

イ 市は、県と連携し、各避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等に対し、要配慮者の居場所や安否情報の市への提供を要請するものとする。

ウ 市は、県の協力のもと、避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要

な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

エ 市は、県の協力のもと、避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。

オ 市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(3) 保健衛生に関する活動

ア 避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、市は、県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

イ 市は、県と連携し、特に要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

ウ 市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(4) 応急仮設住宅等

ア 市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

イ 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在

(1) 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

(2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は市が指示することとされている。

- (2) 市は、市域が避難対象区域に含まれた場合には、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。
- (3) 市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは県が、県も同様なときには国が広域一時滞在のための協議を行う。

5 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

6 要配慮者への配慮

- (1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一次滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設においては、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設においては、原子力災害が発生し、避難の勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難の勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

10 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛

布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災者が必要とする物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引渡された物資について、被災者に対して供給を行うものとする。
- (3) 市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防について磐田警察署及び御前崎海上保安署等と協議し、万全を期すものとする。特に、避難の勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 1 市は、一時移転対象地域における地域生産物の出荷制限、摂取制限に係る国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- 2 市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係る避難退域時検査基準（資料5-06<O I Lと防護措置について>）を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。また、市は、国及び県の指導、助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送

第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

イ 負傷者、避難者等

ウ 緊急事態応急対策要員（現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

エ コンクリート屋内退避所、避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材

オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 市は、人員、車両等の調達に関して、資料5-08<緊急輸送要請機関一覧表>の関係機関のほか、県を通じ国（緊急輸送関係省庁）に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町に支援を要請するものとする。

ウ 市は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

市道路管理者は、交通規制にあたる県警察と、原子力災害合同対策協議会等において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 市は、救助・救急及び消火活動にあたっては、自主防災会等の協力を得て実施するものとする。また、それらの活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、県又は原子力事業者その他民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。

(3) 市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には次の事項に明らかにするものとする。

ア 災害の種別・状況

イ 人的・物的被害の状況

ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数

エ 応援部隊の集結場所と到達ルート

(4) 惨事ストレス対策

ア 市は、救助・救急又は消火活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 市（消防部局）は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

(2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 市は、住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、県、周辺市町及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 市は、情報伝達にあたって、同報系防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車、いわたホッと

ライン等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、磐田警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内、国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、市は、それらの申入れに対して、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災者のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制の確保に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望又は希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、被災者の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第 1 1 節 事業所外運搬中の事故への対応

市は、原子力事業者及び運搬を委託された者から運搬中の事故による特定事象発生の通報を受けた場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合は、本章に定める原子力災害応急対策を実施するものとする。

第 1 2 節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 市は、庁舎の所在地が避難の勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- (2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、緊急事態応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第4章 大規模地震対策

第1節 施設整備計画

東海地震等の大規模地震対策として、次の施設整備を推進する。

1 避難所の耐震化

原子力災害が発生した場合の避難所に指定している学校等の建築物の耐震化（窓ガラスの破損防止対策を含む。）を実施する。

2 橋梁等の耐震化

長距離の避難に備え、避難路の確保を確実にするため、避難路の橋梁等の耐震化を実施するとともに、道路交通の確保を速やかにかつ容易に実施できるよう体制を確立する。

3 通信連絡施設の整備

住民等に対する指示伝達を迅速かつ正確に実施できるよう、防災行政無線（同報系・移動系）等の通信連絡施設を多重的に整備する。

第2節 東海地震注意情報発表時等における対策

1 東海地震注意情報発表時又は突発的な警戒宣言発令時には、緊急時モニタリング要員は、静岡県環境放射線監視センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとされている。

2 東海地震注意情報発表時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。

3 警戒宣言発令時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止対策を速やかに実施し、その実施結果を資料5-09＜地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書＞により報告するものとする。

4 警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生後の出動に備え準備態勢を整えておくものとする。

第3節 地震災害応急対策

1 原子力事業者は、御前崎市で震度5弱及び震度5強が観測された場合、県内で震度6弱以上が観測された場合又は御前崎市を含む県内沿岸に大津波警報が発表された場合は、直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、資料5-10＜大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書＞により報告するものとする。

- 2 市は、1により報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して、県の協力を得て、あらゆる広報手段を用いるとともに、報道機関の協力を得て的確かつ迅速に広報するものとする。
- 3 市は、避難所の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。
- 4 市は、避難の勧告又は指示を行う場合は、気象条件、建築物の被害状況、道路の損壊及び道路交通の確保状況を勘案して行うものとする。
- 5 市は、県が実施する緊急時モニタリングにあらかじめ定めた要員を派遣し、協力するものとする。
- 6 市長は、緊急時モニタリング要員及び各種資機材の輸送が必要になり、道路の損壊等で車両による輸送が困難なとき、又は緊急を要する場合には、知事に対し、自衛隊のヘリコプター等による輸送の要請を要求する。

第5章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施した、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等の各種制限措置の解除を行い、その状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等について、資料5-11<被災地住民登録様式>により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置等を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

1 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住宅の確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行うものとする。

2 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、他の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等その手法について検討するものとする。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県をはじめ、商工業及び農林水産業団体等と連携し、科学的根拠に基づく原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、農林水産業、地場産業の産品等の適正な流通等の確保、観光客の誘致促進等のための広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第11節 物価の監視

市は国及び県と連携し、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。